

医師・看護師以外の者が行える医療的行為について

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（通知）H17.7.26

(1) 原則として医行為ではないと考えられるもの

通知項目	通知内容
体温計測	水銀体温計・電子体温計により腋下で計測 耳式電子体温計により外耳道で測定
血圧測定	自動血圧測定器により測定
動脈血酸素飽和度測定	新生児以外のものであって入院治療の必要がないものに対して、パルスオキシメーターを装着する
軽微な切り傷、擦り傷、やけど等の処置	専門的な判断や技術を必要としない処置(汚物で汚れたガーゼの交換を含む)をする
医薬品使用の介助 ・皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く） ・皮膚への湿布の貼付 ・点眼薬の点眼 ・一包化された内服薬の内服（舌下錠の使用も含む） ・肛門からの座薬の挿入 ・鼻腔粘膜への薬剤噴霧	◆患者の状態が以下の 3 条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認している ①患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること ②副作用の危険性や投薬量の調整のため、医師または看護職員による連続的な容態の経過観察が必要ではないこと ③内用薬について誤嚥の可能性、座薬について肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法について専門的な配慮が必要でないこと ◆免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを、本人又は家族に伝えている ◆事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導を受ける ◆看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助する

(2) 原則として医行為の規制の対象とする必要がないと考えられるもの

通知項目	通知内容
爪を爪切りで切る 爪ヤスリでやすりがけ	爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合
歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にする	重度の歯周病などが無い場合 歯ブラシや綿棒または巻き綿子などを用いる
耳垢を除去する	耳垢塞栓の除去を除く
ストマ装具の交換	ストマ及びその周辺の皮膚状態が安定している場合等、専門的な管理が必要とされない場合
自己導尿の補助	カテーテルの準備、体位の保持などを行う
市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器を用いて浣腸する	挿入部の長さが 5～6cm 程度以内グリセリン濃度 50%、成人用の場合で 40g 程度以下、6～12 歳未満の小児用の場合で 20g 程度以下、1～6 歳未満の幼児用の場合で 10g 程度以下

(3) 上記 (1) (2) において、医行為であるとされる場合

- ・病状が不安定等により専門的な管理が必要な場合（サービス担当者会議等で確認する）
- ・測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行う場合

(4) その他、注意点

- ・上記 (3) においては、医師、歯科医師又は看護職員に連絡、報告し必要な処置を速やかに講じる
- ・業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練を行うことが望ましく、事業者等は安全にこれらの行為が行われるよう監督する
- ・看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、結果について報告、相談するなどの密接な連携を図る
- ・事故発生の場合、刑法、民法等の法律規定による刑事上、民事上の責任は別途判断される